



東整柏区第44号の16
平成18年10月26日

柏市土地開発公社 様

柏都市計画事業柏北部中央地区
一体型特定土地区画整理事業
施行者 千葉県
東葛飾地域整備センター柏区画整理事務所
所長 小松 善作



仮換地指定通知

柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第1項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。

よって、同法同条第5項及び第99条第2項の規定により通知します。



記

従前の宅地				仮換地				摘要
字名	地番	地目	登記地積 (基準地積)	街区番号	符号	位置	地積	
正連寺 柏山伝 兵衛受	489-3	雑種地	20310 ^{m²} (20310.07)	140	1	添付図面 のとおり	約 10755 ^{m²}	
正連寺 出山	434-19	雑種地	9277 ^{m²} (9277.60)	140	2	添付図面 のとおり	4912 ^{m²}	
以下	余白							
仮換地の指定の効力発生の日				平成18年11月1日				
仮換地について使用または収益を開始することができる日				別に定めて通知する				

(注)

- この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、または収益することができません。
- 別に通知する「仮換地について使用または収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、または収益することができません。

(教示)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。